

関係機関の皆様

高度被ばく医療支援センター連携会議
事務局

旧体系研修修了者の資格有効期限の延長について

【概要】

平成 26 年度から令和 2 年度の研修修了資格者(旧体系研修修了者)の認定有効期限は「一律令和 5 年度末まで」と定められています(令和 3 年度被ばく医療研修認定委員会)。しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大等により、特に参集形式での研修については、十分な受講機会が得られていない状況が続いております。そのため、これまでの被ばく医療研修認定委員会での検討を引き継ぎ、研修部会にて喫緊の解決課題と捉え、検討が行われました。その結果、研修部会の決定意見として、「原子力災害医療基礎研修(以下「基礎研修」という)の受講により、原子力災害拠点病院等の指定要件に関わる旧体系中核人材研修・派遣チーム研修修了資格の有効期限を 3 年間延長する」方針が、高度被ばく医療支援センター連携会議(以下「連携会議」という。)に上申されました。

その結果、令和 4 年 6 月 29 日に開催された第 1 回連携会議にて本方針が承認され、令和 4 年 9 月 29 日に開催された第 2 回連携会議において、その適用時期(令和 3 年度以降の基礎研修受講者に遡及適用すること)等が決定されましたのでお知らせいたします。

【連携会議 決定内容】

- 基礎研修の受講により、旧体系中核人材研修・派遣チーム研修修了資格の有効期限を 3 年間延長する。
- 本適用方針については、令和 3 年度以降の基礎研修修了者(既に修了しているものには遡及して)適用することとし、令和 5 年度までの基礎研修に適用する。

【今後のタイムスケジュール(目標)】

令和 4 年 9 月 被ばく医療研修認定委員会にて研修部会より本方針の説明
令和 4 年 12 月 被ばく医療研修認定委員会にて本方針の規定の明文化を図る
令和 5 年 1 月 本方針の運用開始(ただし、効力は令和 3 年度に遡及適用)

〔参考〕令和4年度第1回及び第2回連携会議資料から一部抜粋

1. 背景

・旧体系研修修了者の有効期限

旧体系である平成26年度から令和2年度までに受講した研修(被ばく医療認定委員会で認定された研修に限る)の有効期限は、一律令和5年度末までとすることが被ばく医療研修認定委員会において定められています。

・対象となる旧体系研修修了者の人数

旧体系での中核人材研修修了認定者の合計は842人(平成26年-令和2年度に中核人材研修を受講した601人及び中核人材研修受講相当と判断されたNIRS被ばく医療セミナーを受講した241人)、旧体系派遣チーム研修修了認定者の合計は884人となります。

これら旧体系研修修了者のうち、新体系研修の受講者は以下の通り(ごく少数)となります。(2021年12月1日時点 資料)

平成26-令和2年度		➡	令和3年度		
研修	修了者数		基礎研修	中核人材	派遣チーム
中核人材研修	601	—	7	4	
NIRS被ばく医療セミナー	241	—	—	—	
派遣チーム研修	884	16	5	—	

・研修修了資格有効期限延長機会の確保が必要な数

令和5年度末までの2年弱の間に、

旧研修体系における中核人材研修修了者：840人程度

旧研修体系における派遣チーム研修修了者：880人程度

計 1,700名程度

・現状の中核人材研修および派遣チーム研修の受け入れ可能人数

〈中核人材研修〉320人/年

内訳：中核人材研修開催回数：基幹高度被ばく医療支援センター8回、各高度被ばく医療支援センター4施設×2回=計8回、∴全国で16回*と推計。1回の募集人数(受講可能人数)を20人で試算。

*令和3年度の開催件数で算出

〈派遣チーム研修〉 480 人/年

原子力災害対策重点区域 24 道府県において各 1 回/年、1 回の募集人数(受講可能人数)は 20 人で開催すると試算した。令和 3 年度は 7 コースが開催され、140 人の募集枠でした。

・旧体系研修修了者の研修受講資格

旧体系研修修了者は、現体系においてその上位研修の受講資格は有しますが、同一研修及び下位の専門研修の受講資格はありません(図 1)。

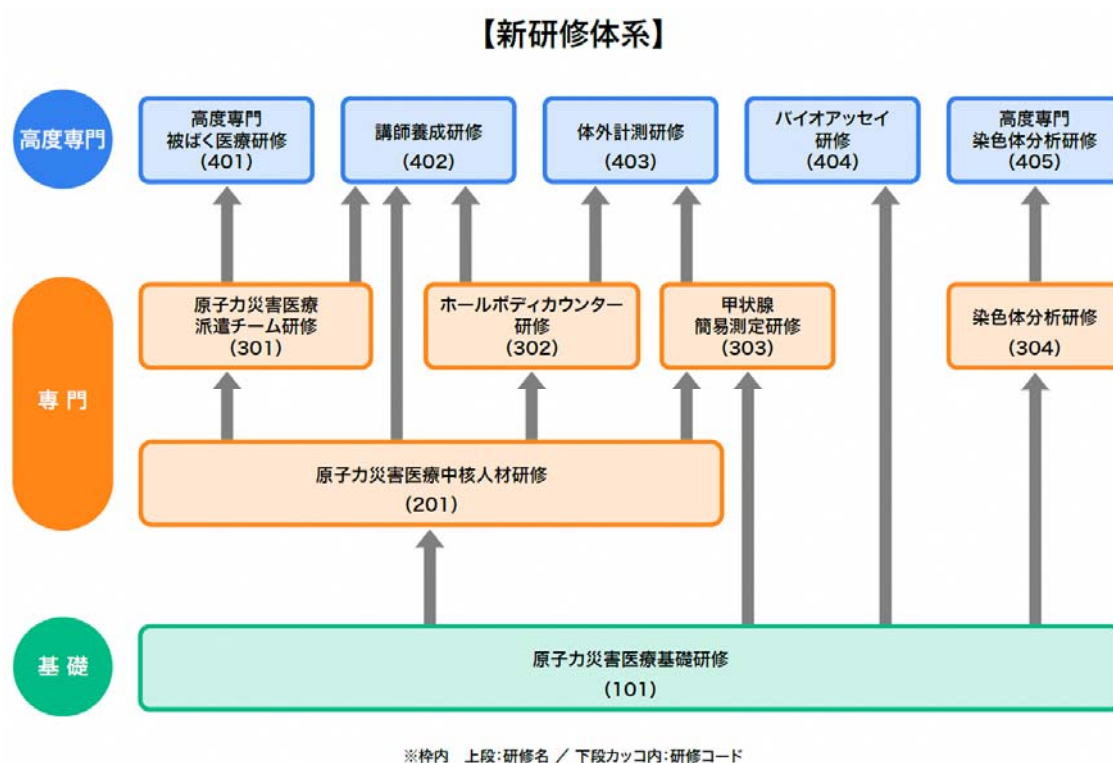


図 1.高度被ばく医療研修体系図(長崎大学 HP より引用)

2. 研修部会における審議結果

研修部会では、現在の中核人材研修及び派遣チーム研修の受講者受入れ枠内で、新規受講生の受講枠も確保しつつ、R5 年度末までに過去研修修了者が有効期限を延長できる方策を検討しました。その結果、以下の 2 つの方法が候補としてあげられました。

- ① 新体系の中核人材研修(派遣チーム研修)の再受講による規定に則った受講から 3 年間の有効期限更新する方法(図 2)。
- ② 基礎研修を受講することにより、中核人材研修・派遣チーム研修の有効期限を 3 年間延長する(図 3)。(ただし次回の資格更新については、別途研修部会で討議し連携会議に提案する。)

案①では十分な受入れ可能枠を確保が困難である点、中核人材研修及び派遣チーム研修修了者の資格更新に関するルールが検討中である点に鑑み、上記案②を研修部会の決定意見として、連携会議に上申することとなりました。

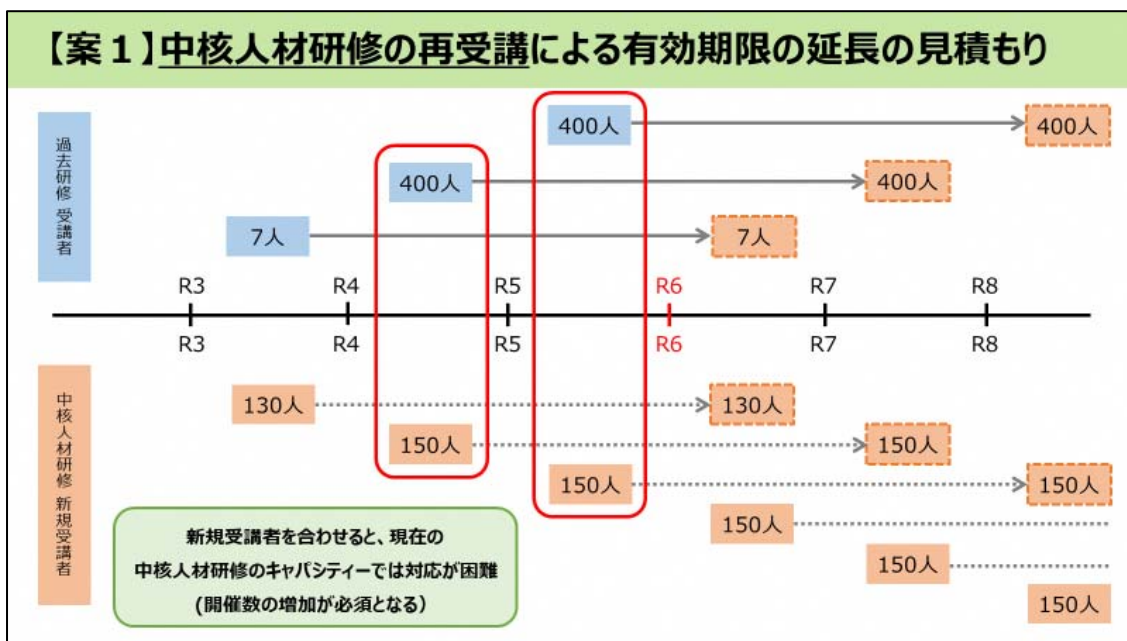


図 2. ①新体系の中核人材研修を再受講することにより、規定に則り受講から 3 年間の有効期限とする方法

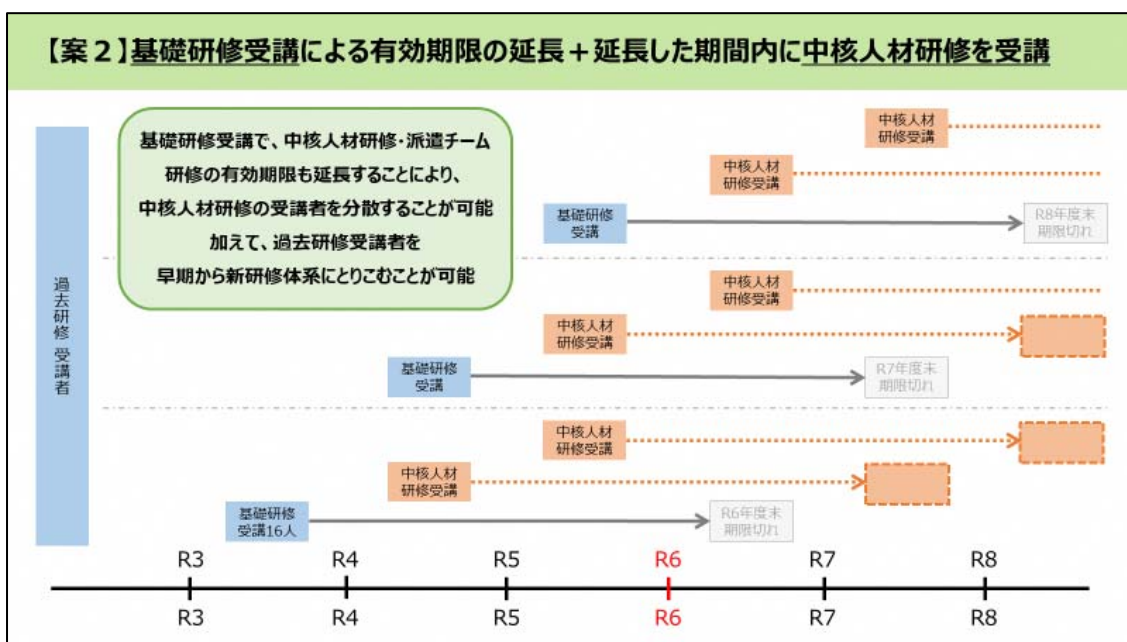


図 3. ②基礎研修を受講することにより、中核人材研修・派遣チーム研修の有効期限を 3 年間延長する方法

3. 連携会議における審議結果

令和4年6月29日に開催された令和4年度第1回連携会議にて、「基礎研修の受講により、旧体系中核人材研修・派遣チーム研修修了資格の有効期限を3年間延長する」方針が承認されました。

また、令和4年9月29日に開催された令和4年度第2回連携会議にて、上記延長方針を新体系研修が始まった令和3年度以降の受講対象者にも遡及して適用することが承認されました。

具体的には基礎研修の受講年度により、過去研修の資格延長期限は、以下のとおりとなります。

- 令和3年度基礎研修受講者：旧体系中核人材研修・派遣チーム研修修了資格延長期限は、令和6年度末とする。
- 令和4年度基礎研修受講者：同上資格延長期限は、令和7年度末とする。
- 令和5年度基礎研修受講者：同上資格延長期限は、令和8年度末とする。

なお、具体的な運用ルールの改正については、連携会議での承認後、被ばく医療研修認定委員会に通知し、当該委員会による運用取り決めへの記載が必要となります。

4. 今後のタイムスケジュール（目標）

令和4年9月 被ばく医療研修認定委員会にて研修部会より本方針の説明
令和4年12月 被ばく医療研修認定委員会にて本方針の規定の明文化を図る
令和5年1月 本方針の運用開始（ただし、効力は令和3年度に遡及適用）

以上

<本件問合せ先>

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
量子生命・医学部門 放射線医学研究所 運営企画室
基幹高度被ばく医療支援センター事務局
e-mail : koudo_kikaku@qst.go.jp